

令和7年3月5日（水）

於・特許庁本庁舎 16階特別会議室＋WEB 会議室

産業構造審議会第20回知的財産分科会速記録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. イノベーション創出のための特許庁の取組	3
3. 各小委員会の報告	27
4. 閉 会	35

1. 開 会

○柳澤企画調査課長 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから産業構造審議会第 20 回知的財産分科会を開会いたします。事務局を担当いたします特許庁企画調査課の柳澤でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、本日の議事進行につきまして、益分科会長にお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○益分科会長 皆さん、おはようございます。雪が降るとか降らないとかとあって、積もらなかっただけよかったのですが、足元の悪いところ、本日、お集まりいただいた方、また、諸般の事情でオンラインの方もいらっしゃると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、各議題については、後ほど事務局より説明していただきますが、その前に、新たな委員が何名か加わっておりますので、御紹介及び定足数等につきましては、事務局から説明していただきます。よろしくお願いいたします。

○柳澤企画調査課長 ありがとうございます。そうしましたら、まず、新たにこの分科会の委員になられた方を御紹介したいと思います。一言ずつ御挨拶をいただければと思えます。

最初に、Infinite CORE 株式会社代表取締役の井上智子委員、一言御挨拶いただければと思えます。

○井上委員 皆様、改めまして、井上と申します。よろしくお願いいたします。

昨年4月から独立しまして、ヘルスケアに特化したベンチャーキャピタルを立ち上げているところでございます。それまではオムロンのCVC、コーポレートベンチャーキャピタルの代表を務めておりまして、その前はもともと産業革新機構のほうにありまして、その傘下で医療機器に特化したベンチャーキャピタルを立ち上げたりというようなことをしております。

投資家、ベンチャー支援、大企業連携の立場でいろいろとコメントさせていただければと思えます。よろしくお願いいたします。

○柳澤企画調査課長 ありがとうございます。そうしましたら、次に、日本知的財産協会
参与・下川原郁子委員、お願いいたします。

○下川原委員 皆様、初めまして、日本知的財産協会から参りました下川原でございます。
よろしくお願いいたします。

私、昨年度はJ I P Aで理事長をさせていただきまして、東芝でずっと昨年9月末まで
知財を担当しておりました。今年から御縁がありまして、会社のほうはRapidus株式会
社に在籍しております。産業界からぜひいろいろな意見をさせていただければと思いま
すので、どうぞよろしくお願いいたします。

○柳澤企画調査課長 ありがとうございます。続きまして、株式会社丸高工業代表取締役・
高木一昌委員、よろしくお願いいたします。

○高木委員 丸高工業の高木と申します。初めて参加させていただきます。

私は、建設業で3代目でございます。当社は創業104年となります。15年前から独自
商品の開発を始めまして、工事をやっても音が出ない、静かにできるというシステムをつ
くっていきまして、病院が診療中でも工事ができるとか、ホテルが営業中でも工事ができ
るとか、そういったことにどんどんいろいろな展開をさせていただいています。

ただ、実装するのは非常に難しいということで、皆様のいろいろな御意見をお聞きして、
展開させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○柳澤企画調査課長 ありがとうございます。続きまして、オンラインからになりますけ
れども、東京大学先端技術研究センター教授・玉井克哉委員、よろしくお願いいたします。

○玉井委員 恐れ入ります。玉井でございます。本日は、交通の乱れによりまして、こ
ちらから失礼させていただきます。

私は東大先端研の法律学の特任教授をしておりますけれども、この分科会との関係では、
特許制度小委員会の小委員長を平成30年から拝命しております。こちらに参加させてい
ただきまして、また高い立場での御議論を拝聴するのが大変楽しみにしております。ど
うぞよろしくお願いいたします。

○柳澤企画調査課長 ありがとうございます。次に、日本経済団体連合会知的財産・国際
標準戦略委員会企画部会長・和田茂己委員からよろしくお願いいたします。

○和田委員 初めまして、和田茂己と申します。よろしくお願いいたします。

懇談会から引き続いて、今回、分科会にも参加させていただくことになりました。よろ
しくお願いします。

私自身は知財に長年携わってきました。昨年度から日本電気での新事業部門も担当することとなり、スタートアップ連携やCVC、カーブアウトなども担当しております。今日は議論を非常に楽しみにしておりました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○柳澤企画調査課長 ありがとうございます。以上、5名の方に新たに委員として御就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、過半数の委員に参加いただいているかどうかという定足数のところになりますけれども、本日は加藤委員、竹中委員、玉井委員、田村委員、松山委員、山田委員にオンライン参加いただいていると認識しております。天候もありまして、急遽オンライン参加に変わった方もおりますので、もし私たちのほうでキャッチアップできていないようでしたら、また訂正させていただきたいと思えます。

また、出雲委員、柳川委員につきましては、今回御欠席ということになっております。以上より、議決権を有する委員の過半数の委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、本日の分科会は成立ということになります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料、事前にお送りしておりますけれども、議事次第、委員名簿、資料1、資料2がございます。会場の皆様は資料についてはお手元のタブレットで御覧いただきたいと思います。タブレットの使い方についてお困りになった場合には、挙手いただくなど、合図していただきましたら担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事の公開についてですけれども、一般傍聴及びプレスの方々につきましては、ウェブ傍聴に限って可能としております。配付資料や議事要旨及び議事録は、原則として公開いたしますので、御認識おきください。よろしくお願いいたします。

○益分科会長 どうもありがとうございました。なお、本日、小野特許庁長官も御出席の予定なのですが、用務のため遅れての参加となります。到着された後、小野長官より御挨拶をいただく予定としております。質疑の途中に入るかもしれませんが、御了承いただければと思います。

2. イノベーション創出のための特許庁の取組

○益分科会長 それでは、議事に移らせていただきたいと思います。まず、資料1を事務

局から説明いただき、その後、委員の皆様からの御意見や御質問を承りたいと思います。途中で退席予定の加藤委員におかれましては、資料2についての意見も併せてこの機会にいただければと思っております。

それでは、資料1、イノベーション創出のための特許庁の取組について事務局より報告いただきます。よろしく申し上げます。

○柳澤企画調査課長 ありがとうございます。私から資料1について説明させていただきます。時間が限られておりますので、主なポイントを簡潔に説明させていただきます。

まず、1部の知財エコシステムをめぐる現状と課題についてになりますけれども、3ページを御覧ください。右側のマークアップ率のグラフを見ますと、欧米では製品、サービスの付加価値を高めることによって、稼ぐ力を向上させています。一方で、日本を見ますと、企業の稼ぐ力の伸びは、欧米企業と比べて低い状況になっております。

次に、4ページを御覧ください。では稼ぐ力をどうやって高めていくのかというところになります。やはり知的財産、あるいは無形資産が鍵になるだろうと思っております。このスライドでは、知財活動と企業の収益力の高まりとの相関を示すデータを幾つか掲載しております。これはもちろん、あくまでも相関があるというレベルではありますけれども、やはり企業がイノベーションを創出して、そして稼ぐ力を強化していくためには、知財をはじめとした無形資産を戦略的に活用していくことが極めて重要になると思っております。

私たち、知財をはじめとした無形資産を戦略的に経営に生かしていくということを知財経営と呼んでおりますけれども、この知財経営の実践というのが必要であると思っております。

次に、5ページを御覧ください。知財経営といっても漠然としていますので、どういうことなのかという、知財経営の概要をこのページで示しております。これは有識者の方々いろいろな議論をさせていただいて、そして私たちのほうでもリサーチして作成したのになります。

もちろん企業の規模であるとか、業種業態、それからバリューチェーンのどこに位置づけられているのか、各企業さんによって知財経営の在り方というのは全く異なってきますので、これはあくまで一例ということでお示ししておりますけれども、こうあるべきではないか、あるいはこうあってほしいという特許庁としての思いであるとか願いも含んで示しております。

6ページと7ページは割愛をさせていただきたいと思いますが、中小、スタートアップ、大学のいずれにおいても引き続き知財戦略の構築を丁寧に支援していくことが必要ということに記載しております。

次に、8ページを御覧ください。革新的技術への対応の必要性についてのページになります。生成AI市場というのは、今後も急速に成長することが見込まれておりますけれども、特許出願においても、左下のグラフにありますように、世界各国においてAI関連発明の出願が急増しております。特に中国やアメリカにおいては大きく伸びている状況です。

特許庁としましては、こうした革新的技術に的確に対応できるように、審査体制の整備を進めるとともに、革新的技術自体をしっかりと活用して、業務の効率化を推進していくことが必要であると考えております。

次に、9ページを御覧ください。DXの進展に伴いまして、ネットワークを介してグローバルにサービスを提供する業務形態が一般化してきていますし、また、今後は生成AI自身による発明やデザインの創出も活発化することが予想されます。

こうしたことを踏まえまして、特許庁としましては、革新的技術の進展による環境の変化を踏まえた知財制度の整備についてもしっかりと検討していく必要があると考えております。これはまさに現在、特許制度小委員会、あるいは意匠制度小委員会で検討を進めているところでございます。

次に、10ページを御覧ください。1月の総理の施政方針演説におきまして、地方イノベーション創生構想が柱の1つとして掲げられております。特許庁としましては、この地方イノベーション創生構想の理念等も踏まえまして、全国各地で知財で稼ぐ企業を創出させることを目標として、施策の磨き上げを図っていきたいと思っております。パッケージとしてしっかり打ち出していきたいと考えているところです。ここはこれから検討して磨き上げをしていきたいと思っております。

簡単ではありますが、ここまで知財政策を取り巻く状況や主な課題について紹介してきました。ここからは、現在、特許庁ではこういった取組を行っているのか、そして今後、こういった方向に向かおうと考えているのかというところを紹介させていただきます。これも時間の制約がございますので、主なものだけかいつまんで説明させていただきます。

まず知財経営についてです。スライド12を御覧ください。特許庁では、2019年から毎年、知財戦略に関する成功事例や失敗事例を取りまとめた事例集やガイドブックを発行し

てきました。また、近年では、知財経営の開示に関するガイドブック等も発行しております。

次に、スライド 14 を御覧ください。こうした事例集などにつきましては、当然知財経営の推進のために活用してもらえるように、啓発等しっかり行っていきたいと考えておりますけれども、加えまして、来年度は中堅企業に着目した取組を行いたいと思っております。このページの左下のグラフで示されていますように、日本においては、中堅企業から大企業へと成長した企業の割合が欧米に比べて低いというような状況になっております。逆に言えば、中堅企業にはまだまだ成長のポテンシャルがあると考えておりますので、中堅企業の知財活動の状況を調査、分析しまして、来年度、中堅企業における知財経営の在り方を示していければと思っております。

次に、中小企業の知財経営支援の話になります。スライド 15 を御覧ください。現在、日本商工会議所、日本弁理士会、I N P I T、中小企業庁、特許庁の 5 者が中心となりまして、知財経営支援ネットワークを構築しております。各機関連携して、中小企業における知財経営を面的に支援しているところでございます。

スライド 16 を御覧ください。知財経営支援ネットワークによる面的な支援に加えまして、今年度からは重点支援エリアを指定して、より踏み込んだ支援も実施しているところです。今年度は、青森県、石川県、神戸市を重点支援エリアとして指定しておりますけれども、来年度は、さらに地域を拡大して実施していきたいと考えております。

次に、スタートアップ支援になります。スライド 18 を御覧ください。スタートアップの支援としましては、現在 2 つ、伴走支援のプログラムを持っております。1 つは、スタートアップにビジネスの専門家と知財の専門家がチームとして直接入って行って、知財戦略構築をビジネスの視点も踏まえて支援していくという伴走支援になります。

もう一つが、スタートアップに直接ではなくて、スタートアップを支援しているベンチャーキャピタルのほうに知財の専門家を送りまして、ベンチャーキャピタルのキャピタリストと一緒にスタートアップを支援していく。これは VC-I P A S と呼んでおりますけれども、こういった 2 つのプログラムを用意しております。

来年度は、この VC-I P A S を拡充していきたいと思っております。現在、15 社のベンチャーキャピタルに専門家を派遣しておりますけれども、来年度はこれを 20 ぐらいまで拡大することを予定しております。

また、スライド 19 に記載しておりますように、VC だけを対象とするのではなくて、ア

クセラレーターやインキュベーター、エコシステムビルダーと呼ばれるスタートアップ支援機関も支援できるように内容を拡充していきたいと考えております。

次に、大学の知財戦略構築支援に移りたいと思います。スライド 21 を御覧ください。特許庁としましては、大学に対しましても、i A c a、i N a t という伴走支援のプログラムを用意しております。研究開発の初期段階から知財戦略の構築をサポートするというようなものになりますけれども、こうした取組については、引き続きしっかりと課題を抽出してブラッシュアップしながらやっていきたいと考えております。

他方でスライド 22 では、産学連携の状況ということで、米国の大学のライセンス収入が日本の 50 倍以上であるといったデータなどが見られます。

この点につきましては、当然アメリカは訴訟制度が全く違いますので、単純な比較をするのが正しいかというのは、よく調べないといけないと思っていますので、来年度は各国の産学連携の実情をしっかりと分析するための調査を行いまして、世界各国の状況を正確に把握したいと考えております。

その上で、海外の分析と併せまして、国内における成功例等の分析を行い、ベストプラクティスの横展開に向けた実証調査をやっていきたいと考えております。

次に、スライド 25 を御覧ください。こちらは特許庁の本業となります審査についてになります。当然、イノベーション促進のために迅速で質の高い権利付与が重要になってきますけれども、現在、特許、意匠、商標、いずれも世界最高レベルのスピードで審査を行っております。こちらにつきましては、引き続き迅速なサービスを提供していけるように体制整備、それから業務の効率化等を図っていききたいと考えております。また、審査の品質につきましても、ユーザーの皆様からのフィードバックを受けつつ、向上を図っていききたいと思っていますところ です。

スライド 26 から 29 につきましては、詳細な説明を割愛させていただきますけれども、A I などの革新的技術に的確に対応するための審査の体制整備や、新技術を活用した業務改革を進めていますというスライドになっております。

次に、スライド 31 を御覧ください。日本企業の海外展開支援というのは、非常に重要だと思っております。特許庁では従来から日本企業の海外展開支援のために、各国の知財庁などと連携しまして、知財に関する制度や運用の調和などに努めてきたところです。今後も海外展開支援というのは、やはり日本の産業競争力強化のために極めて重要だと思っておりますので、海外においても日本の産業界の方々が知的財産権を円滑に、そして予見

性高く取得して活用できるような環境の構築をしっかりと進めていきたいと思っております。

最後になりますけれども、スライド 35 を御覧ください。万博についてです。特許庁では、万博での展示、E X P Oメッセでの展示、世界知的所有権機関などと連携した国際フォーラムの開催を予定しております、ここで社会課題の解決のために知財は役に立つのだというメッセージを広く発信していきたいと考えております。

駆け足になりましたけれども、全体的な今後の方向性というところをお話しさせていただきました。資料 1 につきまして、私からの説明は以上となります。

○益分科会長 ありがとうございます。説明の間に小野長官が到着されましたので、ここで御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○小野特許庁長官 皆さん、おはようございます。特許庁長官の小野洋太でございます。冒頭、大変失礼いたしました。

益会長をはじめ、委員の皆様、本日はお足元の悪い中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。今回、新たに委員をお引き受けくださいました井上様、下川原様、高木様、玉井様、和田様、厚く御礼を申し上げます。また引き続き委員を務めていただく皆様につきましても、引き続きよろしくお願いたします。

現在のビジネス環境が大きく変わったということで、A I 技術の進展、それから国際化の進展と言われてはいますが、私は経営そのものが大きく変わっていると認識しているところでございます。

当然、我々知財から経営を支援していくということであれば、経営が変わっていけば、経営の変わり方によって、知財の支援の仕方も変わってくると。その中で知財の役に立ち方が変わっていけば、当然、知財制度も変わっていく、このように考えているところでございます。

これは大企業もちろんそうですけれども、今説明のありました地域の中堅中小企業、スタートアップ、それから私はここに大学も付け加えているところでございますけれども、そういう中で、どのようにビジネスをやっていくか、それに対してどのように知財で支援していくのか。このところが大変大事だと思っております。

我々、この目線は知財経営と言っているのですけれども、知財経営の全貌を私はまだ理解しているわけではなくて、今はキャッチアップをしているところ、あるいは研究を続けているところでございますが、一例を申し上げれば、例えばトラディショナルな産業、製造業と、それからA I、I o Tの掛け合わせ。イメージで言えば、トラディショナルな産

業は、縦割りなわけですよ。これに対して横割りのAI、IoTが入ってくると。この掛け合わせに多分イノベーションが生まれてくるのだらうということで、これは大企業だけではなくて、全ての人が、いろいろな方々がそういうところにイノベーションの源泉を求めて、そういう試みをやっているということでございます。

そうすると、当然縦割りの経営も横割りの視点を大きく入れてやっていかなければいけないということで、実際、企業の社長さんとお話をさせていただいても、そういう目線で企業の組織改革をやっているということでございます。とすれば、当然今まで縦割りの産業で知財制度が役に立ってきたというところも、知財の役に立ち方というのは大きく変わってくるのかなと感じているところでございます。

そういう中で、一昨日、最高裁の判決もございましたけれども、これもこういう知財の在り方が変わっていく、もしかしたら第一歩にしかすぎないのかなと感じているところでございます。

そういう中で、我々は審査のほうもしっかりこれに追いついていかなければいけないということで、当然AIにつきましても、AIのサポートチームというのをつくって、しっかり支援をやっていくと。これもまさにAIというのは、全ての産業に関わるものでございますから、全ての室にAIのサポートの専門家を置いて横割りで支援ができるという体制を整えているところでございます。

ということで、知財が経営を支える。言い方を変えれば、日本の稼ぐ力をしっかり強化していく。その中で持続的なイノベーションをどうやって創出していくかが大きな課題と考えてございますので、その中での知財行政の在り方をしっかり議論して、研究していきたいと思っております。

皆様の忌憚のない御意見、それから広い立場からの御意見をぜひよろしくお聞かせいただいと存じているところでございます。よろしくお願いいたします。

○益分科会長 どうもありがとうございます。それでは、資料1についての質問、御意見を賜りたいと思います。会場にいらっしゃる皆様は、御発言の際には挙手いただくようお願いいたします。御発言の際はマイクをオンしてお話しいただければと思います。

オンラインで御出席の皆様につきましては、挙手ボタンを押していただくようお願いいたします。順に指名させていただきますので、御発言いただく際は、カメラとマイクをオンにして終わられましたらオフとしていただくようお願いいたします。

なお、たくさんの御意見はありがとうございます、特に資料1は非常に重要な観点なの

ですが、できればお1人2、3分でお願いできればと思います。それでは、御発言のある方はよろしく願いいたします。それでは、どうぞ。

○鬼頭委員 名古屋大学の鬼頭です。よろしく願いします。御説明どうもありがとうございます。

大学関連について少しコメントしたいと思いますが、22 ページ、日米のライセンス収入の格差なのですが、私も大学に着任してから10年たつのですけれども、その当時からずっとプレッシャーを感じている課題なのですが、企業と大学の両方で、特許のライセンスに関わってきた立場としましては、先ほども御説明があったように単純な比較はなかなか難しいと感じています。米国と日本では、大学だけではなくて企業におきましても、特許訴訟に関する考え方というのは大きく異なりまして、国民性もありますけれども、特許制度の違いというのも影響しているのではないかと感じています。

そのせいか米国では国内外問わず、かなり強硬なライセンス活動をしている大学もあるという印象を受けております。また、大学と企業の共同研究等の成果が米国の大学とは異なり、多くが共有の特許になっていることも影響している可能性もあります。

また、米国以外の、先ほどもありましたように欧州等の諸外国の比較というのも重要かと思えます。このような観点でも調査をしていただき、日本の大学として目指すべきライセンス活動の姿を御提案いただければと思います。

あと、手短にもう一点ですけれども、21 ページのスタートアップ支援のところの海外権利化支援事業ですが、これは極めて重要な制度でして、大学がライセンスされる特許の費用について、スタートアップの負担が実質的に軽減されることが期待できるのですが、一方で、申請する権利者である大学に取りましては、制度が複雑で多くの作業が必要となりますので、個別にもお願いもしておりますが、来年度からちょうどINPITの補助金の事業になると聞いていますので、使い勝手の点でぜひとも改善をお願いしたく思います。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。ほかに、どうぞ。

○藤木委員 ありがとうございます。IP Bridgeの藤木です。私のほうも2点ほどコメントさせていただければと思っております。

まず最初、知財経営の基盤強化ということで、中堅企業に着目されている点につきまして、おっしゃるように中堅企業というのは、経営リソースもそれなりに持っていると思っておりますし、地方創生であったり、あとはグローバル事業展開であったり、スタートア

ップであったり、大手企業とは違った視点で支援できるのかなと思っております。

特に期待しているところというのは、まず1つは、ある程度リソースとか体制があるということで、成果を上げるまでにそれなりに時間軸が短くて済むのかなと思っておりまして、今回の取組についても、成果を実績として上げるということを意識した動きにしてもらいたいなと思っております。単なる補助とかそういった話ではなくて、成果というものを意識した動きをお願いしたいというところになります。そのためには、やはり、めり張りの利いた支援が重要かと思っております。

めり張りという意味で申し上げますと、今、鬼頭さんからコメントがありましたけれども、大学に対する支援とか調査というのも、やはり、めり張りというのは非常に重要だと思っております。調査内容についても、表面的なものだけではなくて、先ほどコメントがありましたようにかなり深くディテールまで入り込んだところまで分析しないと本当のところというのは見えてこないのかなと思っております。

先ほど日米で訴訟制度が違うという話もありましたけれども、実際問題、大学でどれだけ訴訟が日本とアメリカで行われているのか。例えばアメリカの収入というのがどれだけ訴訟につながっているのかであったり、あとは収入というのが実際どういう分野で多く上げられているのかだったり、そもそも大学が知財を使って収益化するというところに対して、経営的にコミットしているのかどうなのか、もしくはそういう方針を持っているのかどうなのか、そういうところまで踏み込んだ内容を調査することによって、日本の大学の経営であったり、方針であったりということによりアピールというか、影響を与えることができるのかなと思っております。

コメントになりますけれども、よろしく申し上げます。

○益分科会長 ありがとうございます。今既に増島さんから御発言、手が挙がっております。次にオンラインの加藤さん、竹中さんをお願いして、その次、お願いします。増島さん、お願いできますか。

○増島委員 増島でございます。遅れて申し訳ありませんでした。ふだんの知財行政の面で、大変ご尽力いただきまして、いつもありがとうございます。感謝しております。

私からは、まず1点、総論の話ですが、まず長官が横割り、縦割りの話をしていただきましたが、ここは非常に重要なポイントだと思っております。これを知財の領域で解釈をし直すと、結局これはクローズドイノベーションとオープンイノベーションをどのように掛け合わせるのかというような論点だと思っております。

これはもう御案内のとおりでございますけれども、この国がずっとやってきたのは、製造業だったということもあって、クローズドイノベーションは非常に厳密にやるわけですが、オープンイノベーションは経験が浅くて、まだまだ稚拙でございます。なので、いろいろな政策を検討いただくときに、縦割り、横割り、まさにオープンイノベーションとクローズドイノベーションをどのように組み合わせるのかという観点で、ずっとやってきたことがクローズドイノベーションですので、組織の中にクローズドイノベーションがしみついてしまっていて、オープンイノベーションがとにかく上手にまだ組織的な学習ができていないという認識からスタートしていただきながら、知財の政策というのを考えていただきたいと思っております。

その点でいうと、ハードロー、制度の問題というよりは、ここは同じハードローを使いながら、それをどのように運用していくのか、物事の考え方ですとか、哲学、価値観の部分が結局オープンイノベーションというものを実際やっていくときに非常に大事になってまいりますので、価値観、物の考え方みたいな部分に立ち入って、これはルールではないので、実は行政としてはすごくやりにくい部分が多いのですけれども、やはりここまで立ち入っていただかないとうまくいかないだろうと思っております。少しそういう目線で政策を考えていただくとうり難いというのがまず1点でございます。

2点目は、皆様が言及される大学で、ディープテックの領域では大学が肝だというのは間違いのないわけでありますが、我々もそのために今大学の末端のほうにまでいろいろな形で特許庁のつくっていただいている戦略なりガイドラインなりを普及啓発活動というのをやっています。

その中で、やはりボトルネックになっているのは、大学の中の知財に対するリテラシーの部分だと思っております。東大さんとか名古屋大さんとか九州大さんとか、優等生のところは大丈夫なのですけれども、やはりそれ以外の地方大学の面で、まだ知財に関する学習が全然追いついていないという問題があります。

今、人を派遣していただくという話が出ていて、少しここに手を打ち始めていただいていると思うのですが、ここの派遣をされる方について、これが基本的にはどこかの大企業の知財部なりなんなりにおいて、これをリタイアされた方が行くというケースが結構見えているかなと思っておりますが、この方々は基本的にクローズドイノベーションしかやったことがない人たちという形になっております。その結果、これをインストールしに行くと、今、大学で知財を多重に活用して、お金を稼ぎましょうというようなアジェンダでや

っているわけですが、この発想がない方が結構派遣されている結果、せっかく先生方はいい知財を持っていらっしゃるのに、これが社会実装されないという構造の問題に今直面している大学が結構たくさんあります。

この問題にうまくアドレスができるような形で、どのように地方大学の知財の実装を進めていくかというのを少しぜひ検討していただきたいと思っております。

その中の1つが先ほどの大学がどうやって知財で稼ぐのかという話と恐らく連動してしまっていて、ライセンス戦略が未熟であるということ。あと、大学として、いやしくも大学が特許で誰かを訴えるなどというのはあり得ないのであるということからスタートしますので、これでは特許で稼げるわけがないと思っております。

この辺、先ほど申しました価値観の問題が非常に大きいと思っておりますので、そこにまでディープダイブした形で政策なりを検討していただくと有り難いと思っています。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。それでは、オンラインの加藤委員、お願いできませんでしょうか。

○加藤委員 加藤です。オンラインから失礼します。

3点ほどあります。38 ページ、いまだに企業さんが知財戦略を明示するのがなかなか手探りだという資料があるのですが、地方にいまして、いろいろな中小企業とも連携する中でいうと、何となくですが、R&Dという機能をお持ちなところは多いと思うのですが、そこが実はあるけれども、R&Dとして言語が適用されていないというのですか、そこは結構大きいのではないかと考えていまして、なので、その辺の会社の事業の中にR&Dという機能はありますよねというところを認識してもらうところからやらないと、なかなか知財戦略につながっていないのかなと思っています。これは上場している企業の中でも思い当たる節がありますので、それは企業文化というか、何か指導が必要かと思っています。

あとイノベーションなのですけれども、これはいろいろな委員会で申し上げることで、特許だけのことではないのですが、省庁縦割り過ぎてしまって、私たちみたいに結構またがる事業、例えば青果流通をやっているのですが、農業、担当省庁でいうと、農水省、国交省、経産省、時々総務省、またがる事業をやると、結構たらい回しに遭いますので、そういう意味ではそもそも知財の前にイノベーションを起こすための省庁の横軸みたいなものはまだまだ全然ないという感じがしています。

スタートアップ支援も同じでして、非常に乗りの悪い国なのですよね。なので、この乗

りが悪くてマーケットが縮む中で、どうやってスタートアップ支援をするかという、支援側の質も海外と比べるとまだ低いということで、海外ときちっと連携していくときに、それこそ知財は本当に大事になってくるかと思っていますので、海外との連携を前提に、知財戦略をスタートアップは考えていかなければいけないと思っています。

私は農業事業ですので、インドで日本の種苗会社さんと一緒に栽培拡大するのですが、種苗の法律、知財に関わる法律が全然協定が結ばれていないものですから、非常に難しいというのにぶち当たっています。その辺り、各国との連携をと書かれていましたので、ぜひ進めていただけたらと思っています。

以上です。

○益分科会長 どうもありがとうございます。いろいろ私のところにメモが回ってくるのですが、1人2、3分をもう一回言ってくださいという話なので(笑声)、いろいろ御意見があるかと思いますが、何とぞ御協力をお願いいたします。次、オンラインでの竹中さん、よろしくお願いします。

○竹中委員 ありがとうございます。3分以内に3点お話ししたいと思っています。

1点目は無形資産なのですが、やはり日本の場合、ブランド力が課題です。ブランド力というと、商標だとか意匠の知財に限らず他社や顧客の認知度等も含まれます。世界のランキングなどを見て、上位にあるアメリカの会社は、そういう無形資産を数値化してバランスシートで見せることによって、株主や投資家にアピールしているので、そのような手法を日本企業にも取っていただいたらどうかと思っています。

2点目は、大学の社会実装のベストプラクティスということですが、先ほどアメリカだけでもなくて、ほかの国も見たいというようなお話がありましたけれども、それはとても重要だと思います。アメリカの場合、やはり資金力が違うということと、あとトップランクの大学はほとんど私立の大学だという点で日本と違います。私が所属しているワシントン大学は州立大学ですが、連邦から来る資金が非常に大きいので、あまり日本では参考にならないところがあるのかなと思います。それに対して、欧州の、例えばドイツやフランスの大学はほとんど国立大学なので、より参考になられるかと思っています。

先ほど大学が訴訟を行うことは考えられないというようなお話がありましたけれども、例えば私たちの大学が訴えるような場合というのは、当然ライセンスがいて、そのライセンスの意向でどうしても侵害に対しては訴訟というような形に持っていかなければいけないというような事情があります。それぐらい日本の大学もライセンスが見つかって、

活発に社会実装活動できればいいなと思います。

3点目なのですが、今回の御報告にはなかったのですが、資料33ページに多様性に関する特許庁の活動というのが紹介されています。事前レクでは説明していただいたのですが、私自身もこのイノベーションと多様性の関係というのは非常に興味を持っていて、万博等を通して、去年作った報告書に基づいて、今年も研究は続いていて、いろいろな施策が始まると聞いています。ぜひこのような施策は積極的に行っていただいて、多様性、包括性というのが、実はイノベーションの種であるという考え方を浸透させていただければと思います。

以上です。

○益分科会長 大変ありがとうございます。御発言、どうぞ。

○井上委員 1分ぐらいでお話しできればと思います。稼ぐ力というところで、もう皆さんおっしゃっているとおり、より一層重要になってくると。その中で長官もおっしゃったとおり、AI、ソフトウェアの時代になっていくと、この横連携が本当に重要だと。この横連携、人材の流動性が非常に低い日本の中ではとても苦手な部分です。

私は投資家の立場で大企業の中でもいろいろやりましたし、大学発のベンチャー、それからベンチャー自体のサポート、育成支援をいろいろしてきておりますけれども、大企業、大学、ベンチャーそれぞれ必要となってくる知財がやはり違います。領域的に横連携していくということも難しい中で、さらに組織を超えての連携というのが、実際、事業にしていく上では非常に重要ですが、それも非常に苦手な中で、この両者を乗り越えていかなければいけないというのがすごく今求められていることかと思っております。

それぞれ稼ぐ力を意識した横連携ができるように、それぞれの組織での評価というところをいま一度考えていけるといいのではないかと。スタートアップは、たくさんどんどん知財を出していくということは、そもそも資金が限られている中で難しい中で、より効率的な知財の取り方が必要ですし、大企業になると、いろいろな大企業との意見交換をさせていただきましたが、知財を出すことが1つ評価の指標になっているパターンというのは、まだまだ非常に多くて、これは事業化というところ、稼ぐところにどれだけ貢献したかところの評価が難しいところもありますが、そこを国主導でより稼ぐ知財を出した方々というところを評価できるような仕組みをいま一度考えられると、それぞれの組織での稼ぐということをすごく意識するようになると思うので、よいのではないかと思います。

ちょっと1分超えたかもしれませんが、以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。どうぞ。

○中村委員 旭化成の中村でございます。

大企業の立場で申し上げたいと思うのですけれども、先ほど何名かの委員の方から大学との連携という話が出たと思います。企業においても、これからは自社発というよりは、とにかく大学、スタートアップの連携というのが喫緊の課題でございます。今まで出てきた意見はもちろんなのですけれども、その前の段階でいかにお互いをマッチングするかというところが私はすごく重要だと思っていまして、今、企業の現状においては、やはり自分たちのシナジーを生み出す大学というのがどういう資産を持っているのかといったようなところがまだまだ学会のロコミとかそういう形でなかなか見つけ切れていない。自分たちのシーズからスタートして、それでそれに見合うものというスタートの仕方をしているので、お互いの持っているものを全体を俯瞰して、そこでマッチングするということはやっていないのです。

私が今力を入れているIPランドスケープが私は非常に役に立つのではないかと考えておりまして、今、国が大学とかスタートアップを支援するというところで、知財戦略の構築はもちろんなのですけれども、それ以前にお互いの資産をどう見せていくか、どう見つけてもらうかという観点で、そういった指導をぜひ含めていっていただきたいと思っております。

これはお互いにそれをやらないと、適切なマッチングは得られないと思うのです。お互いにお互いの足元を見て、今探り合っているという状況だと思いますので、ここをぜひ全体俯瞰というのをキーワードに、これは今までの御庁の支援等で、その延長線上でできるのではないかと考えておりますので、ぜひ御協力をお願いします。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。多分、次は鈴木さんでしたか。

○鈴木委員 日本弁理士会の鈴木と申します。事務局の皆様も資料の提供等、ありがとうございます。

手短に申し上げますけれども、まず知財経営支援ネットワークにつきましては、私どももその中に入れていただきながら、支援活動に取り組んでまいっているところでございますが、特に地域の実情に合った説明というのですか、それぞれ同じようにはいかないということをもう少し意識して進めていく必要があるのではないかとこの点だけちょっと発言させていただきたかったということが1点でございます。

また、AIにつきましては、まだ手探りのところもいろいろあるのですけれども、我々の団体としては、弁理士の使用について、AIの実施についてのガイドライン等を作成しながら、ほかの団体とか、いろいろな御意見を伺いながら今進めようとしているところなのですが、ほかでいろいろ詰まっているところをまた意見交流しながらAIをより効率的に使えるような形を模索していきたいというのが2点目でございます。

もう一点、標準化の話がございまして、いわゆる知的財産関係で、いろいろな計画を立てて実施をしていくわけですけれども、そのときに、そもそも標準化、国際標準をどのようにするのかということを考えて技術開発を行っているかとかという点がいまいち抜けているような気がしております、重要な点ではないかと思っておりますので、できるならば、日本も国際標準が取れるような方向性をぜひとも尽力いただければいいなと考えております。

あと、万博につきましては、ここに書かれているとおりでございますが、先日、アジアのマニラのほうに行ってきたのですけれども、極めて期待は高かったです。日本の知財の内容についてもそうですけれども、知財の関係者の育成にすごくつながっているというようにお声をいただきました。もう一点、最後に言おうと思ったのですが、知財人材全体がちょっと年齢が上がってしまっていて、新しい人材がなかなか入ってきていないような印象があるものですから、ぜひとも知財人材を底上げし、今いるイノベーションの源泉、もともになる発明とか、そういったものをもともと考える人たちを育成していかないと、その次の手がなかなか、いろいろな戦略を打っても、それを実行する人たちをつくっていく必要があるというように思います。これは先ほど言いました標準化の問題も、経営支援をやっていくメンバーも含めて、発明者も含めて、人材育成ということを考えていただければいいなと考えております。

ちょっと雑駁になりましたけれども、その辺、御説明を伺いながら感じた次第でございます。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。会場で……では、お2人続けて。会場で2人やつた後に、オンラインで山田委員、お願いいたします。どうぞ。

○藤原委員 岡山から参りましたフジワラテクノアートの藤原と申します。先日は、知財フォーラムでは大変お世話になりました。

その席でも申し上げましたが、今、弊社はINPI Tさんの加速的支援の制度を活用し

ながら、いろいろ御支援をいただいております、今、知財をより経営戦略につなげていくような体制づくりですとか、人材育成の面でいろいろ御支援をいただいております。

私たちの会社は、たまたまそういう機会をいただいて、支援をいただいているのですが、この15ページの資料にありますように、地方の中堅企業を支援するべく、今、中企庁も加わって、知財の経営支援ネットワークを構築しているというお話を伺ったのですが、まだまだ私も岡山のいろいろな経済団体に所属しておりますが、知財の議論というのが非常に少ないように感じます。

無形資産の中で、人的資本の重要性につきましては、皆さん、人材獲得が非常に経営課題として上位にありますので、人的資本の重要性については、だんだん浸透しているような実感がありますが、この辺りの知財の重要性の議論をより活発にしていくことが地方創生にもつながっていきますので、さらにネットワークを広げていただいて、地方自治体の役所ですとか、経済同友会ですとか、いろいろな団体がございますので、かなりネットワークを広げていただく努力をしていただけたらと思っております。

私からは以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。次、お願いします。

○和田委員 経団連の和田でございます。

3点意見を申し述べます。1点目は知財経営、2点目が特にスタートアップを中心とした地方創生および大学支援、最後は審査および新技術に関して申し上げます。

最初に、私自身も関わらせていただいて、特許庁の最近の活動は大変進化していると高く評価しています。スピードはいろいろあるとは思いますが、今の取組は継続して強化していただきたいというのが大前提になります。

まず、知財経営について、やはり知財と無形資産がまだ経営と結びついておらず、さらにそれが投資家の方々に評価されないという構図になっていると認識しています。単に量、質を見せるだけではなく、経営・事業戦略と知財、無形資産がどのように関わっているのが良いか、あるいは企業を評価するときどういう形で評価するのが適切かという部分に関しては、引き続きガイドライン等で意見を発していただき、ぜひ日本企業が知財と無形資産で高く評価されるような方向へ導いていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

2点目に、スタートアップの支援について述べます。経団連では、昨年、大学発のディープテックスタートアップ拡大に向けた提言「Science to Startup」を公表いたしました。

まだギャップがあるとは思っているものの、企業の経営陣はやはり危機感を高く持っており、自社だけではなくこの国、あるいは企業を支えられないという思いを強く持っています。経団連としてもスタートアップとどのように共に経済を盛り立てていくかを発信しています。ぜひ内容を御確認いただいて、良い部分は取り入れていただければと思っています。

ここから経団連を離れますが、弊社に関しても、業態によると思うのですが、自社だけではなく世界のイノベーションに勝っていくことが難しい領域があると経営層は認識しています。こうした認識をいかに現場にも広げていくかという部分について、特許庁の取組と連携して進めていきたいと思っています。

特許庁が出されるガイドラインや指針は、知財を実際に取り扱っている方々、大学の方々にも影響があると思います。ぜひこの取り組みを引っ張っていただきたいと思います。

また大学の知財部門、産学連携本部、あるいはTLOの強化もお願いしたいと提言の中でも述べています。よろしくお願いいたします。

最後に、審査における新技術の活用について、AIをぜひ活用していただき、特許の審査の効率化、スピードアップを活性化していただきたいと思います。かつ、AIの取り扱いについては各国で様々な取組があり、ここで遅れるわけにはいかないと思っています。ぜひ各国議論の動向を把握した上で、素早く対応いただきたいと思います。以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。それでは、オンラインの山田委員、お願いできませんでしょうか。

○山田委員 山田でございます。地方の中小企業の一社として意見を申し上げたいと思います。

6ページにあるような日本企業の99.7%を占める中小企業は地域経済活性化の担い手として重要だとか、中小企業の稼ぐ力を高めて地域経済活性化につなげるということは、もうかなり前から長年言われ続けていると感じています。様々な施策が進められているのですけれども、実際、ここまでの程度効果が出ているのかというのをもう少し知りたいと思っています。

中小企業338万社のうち、年間4万件が出願されて、それが1社1件だとすると1.2%。たしか10年ほど前に聞いたときも1%前後だったような気がするのですが、これはここ10年の経時変化として、実際、増えているのか減っているのか。また、中小企業338万社一くくりではなくて、やはり知財を活用している企業から、全く関心のない企業まで様々ありますので、それぞれのステージに応じた支援で、それがそれぞれ効果を発揮しているのか

というのを経時変化を分析すべきではないかと思っています。

実際、地方の中小企業として、周りの企業を見ている、知財を活用して事業を大きくしている企業は多くないというか、ほとんどないような気がして、また、支援する側の行政とか金融機関にも知財の専門人材というのはまだまだ少ないと感じています。

今後、地方のイノベーション構想を進めるということであれば、やはりどこに重点的に支援策を進めるべきかというのを、今までの実績をさらに分析して検討する必要があるのではないかと感じます。

もう一点、先ほど国際標準化についてお話がありました。弊社も J I S、I S O 化を行って、I S O の国際会議にも出ているのですが、そこで感じるのは、やはり海外はどれも標準規格をつくることにはかなり力を入れている。また、つくるだけではなくて、その先にビジネス戦略を考えた標準化戦略を進めています。

日本は標準規格をつくることまでの支援というのは非常にありますが、ビジネス戦略を立ち上げる支援策というのは弱いと感じています。ですので、稼げる標準化というのを私も進めるべきだと思います。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。では、お2人、続けてよろしくお願いします。高木委員。

○高木委員 丸高工業の高木と申します。

今まで様々な政策をしていただいて、特に審査の早さが格段に早くなっていることに對しては大変感謝しています。ありがとうございます。

イノベーションの創出についてお話ししたいと思いますけれども、イノベーションの創出に向けてやった結果、稼ぐ力にどうつなげるのかというところが、私もずっとやってきて一番難しかったことでもございまして、やはり既存の市場の中へ入ってどんな良いものを作っても価格競争になってしまっていて、加えてこれだけ人件費や材料費が上がってしまうと、全体的に痩せ細ってしまうのです。競争すればするほど全体が駄目になる。

だから競争しないためにはどうしたらいいかとなると、新しい市場をつくるしかないのではないかと。それは今のお客様でもそうですが、まだまだ潜在的なニーズはあると思うのです。それを探し出して、それを解決する独自の商品を作る。独自というのは、全く今までなかった商品を作って、独自性を持った新しい商品を作る。そこには高い利益率が見込まれる。それを1つの知財戦略として進めていくという発想を持ち、開発を行うことが重

要です。

建設業で言えば、図面をもらって仕事をしています。でもそれだけではなくて、提案するようにしていく。新しい技術をつくって、それを提案するように発想を変えていくということが必要なのではないか。そういうことに対してぜひご支援をいただけないかと思っていますし、先ほどもいろいろお話がありましたけれども、中小企業はアイデアを出しても、それをパフォーマンスに変えること、それにはものすごくいろいろな人の協力が必要です。それに本当になかなか行き当たらないのです。ものすごく時間がかかって、半年たつてやっつつくっているというのではスピードが遅過ぎて間に合わないので、「そういうことだったら、この人にやったらいい」とか、一番適切なマッチングがあると非常に助かるのではないか。

それと、AIの件なのですけれども、AIは私も去年から使って、本当にこれは役に立つなと感じています。仕事が十分早いなど。今まで頼んでいたことが半分になるなど。部下にしても、今までやらされていたことがすごく楽になるのだろうなど。

ただ、うちで今、会社の中で言われているのがセキュリティの問題で、私も2年前にランサムウェアにやられて大変な思いをしまして、AIの進展とともにセキュリティレベルをどうするかというのはぜひご指導いただけないかと思っております。

以上でございます。

○益分科会長 ありがとうございます。次、どうぞ。

○廣田委員 ありがとうございます。ヒロタデザインスタジオの廣田と申します。ビジネスデザインやブランディングに携わっております。そういった観点から、本日の資料の中でコメントさせていただきます。私については1点でございます。

知財は守るものという観点がなかなかまだ私がデザインの領域で関わっている企業さんの中に、戦略的にうまく使うという認識が上手にできている企業さんが少ないというのが所感です。その中で、私どもの仕事ですと、アイデアを使って新しいビジネスを立てていく。それをどうブランド化していったらいい、資料の中の言葉で言えば、無形資産としてブランド力を上げていくことで、今、高木委員がおっしゃった、競わなくて勝てるというビジネスに持っていくというのがビジネスデザインの発想かと思っています。

そこにはやはり技術だけではなくて、独自性のあるビジネスのつくり方、そしてブランド力というものを上げていくという認識がなければ、いつかのビジネスで収益が上がっても持続は難しい。ブランド力が上がると、ずっと割と息長く、ビジネスの高いレベルの

プレステージでいられるというところがあります。

ベンチャーは割と若い世代なので、企業のブランディングに対して意識が高いという気がしています。むしろ今日のお話の中では、中堅をスケールさせていくというときに、中堅企業はそれなりに伝統的で長い歴史もあつたりするので、70年、50年の歴史というところがたくさんあります。そういうところだと技術寄りで古い体質から脱皮できていない。ブランド力はB to Bには必要ないと思われがちですけれども、絶対にブランド力があることでB to Bも勝っていただけますので、そういったところにデザインの発想をどんどん入れていくと大企業へのスケールができて、ある種、効率がいい可能性があるのではと思っております。よろしくお願ひいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。では、お2人、よろしく。

○小松委員 小松と申します。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、一昨日のドワゴの最高裁の特許侵害勝訴の件について、実は私が取締役在任中に始まった訴訟で、当時海外にサーバーがあるため、FC2に損害賠償請求をするにあたり、特許自体に加え特許権の効力の問題もあってあまり武器がなく、手探りで、かつ本当に長い時間がかかったのですが、最終的にこのような勝訴ということになったのは、特許庁の皆様の御支援のおかげだと思っておりますので、心より感謝申し上げます。

今回、私が申し上げたいことは1つございます。中小企業に限らず、日本の企業の稼ぐ力を増やすための知財という観点で申し上げますと、皆さん既に議論され、お取組が進んでいる既存知財ポートフォリオの拡充や、新たなビジネスをするための新しい知財獲得という、経営戦略に基づいた知財ポートフォリオの構築が、今後インフレ進行や労働人口が減るという厳しい環境で日本企業が稼ぐためには、非常に重要なことだと思っておりますし、それに関する啓蒙ですとか、中小企業も含めてサポート及び施策が充実されていることは、素晴らしいことだと思っております。ただ、製造業に限っていいますと、そういったトップライン・売上げを伸ばす、高利益率を保つという戦略に加えまして、実際の製造プロセスに関して、どれだけ効率化できているか、もしくはDX化がどれだけ進んでいるかということも重要だと思います。私は、大企業の社外の役員をしておりますが、末端の製造現場ではいまだに紙の帳票処理が山ほどあり、DXは全然進んでおらず、熟練工の方が退職されていく保守保全の分野では今後極めて厳しい状況がある中、プロセスに関する製造ノウハウ、プロセスに対する暗黙知の形式知化ということが非常に遅れていると思っております。

とはいえ、大企業であれば資金力もありますし、DXツールなどを活用して進めていく力があると思いますが、中小企業や中堅企業に関しては、お金も人手もないといった状況です。今後、プロセスですとかノウハウの形式知化をどのように進め稼ぐ力を維持、強化するか、生産プロセス効率を上げるためにどのようにDX化を進めるかの支援が必要だと思います。資金的支援に加え、資料15ページの中小、中堅企業支援の図の中のサービスに、トップラインのための知財戦略の支援に加えて、今あるものの見える化、効率化、もしくはDX化推進というサービスも併せて提供されることを御検討いただけないかと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。下川原委員。

○下川原委員 すみません、いつ手を挙げようかと思っていたらしんがりになってしまったかもしれません。知的財産協会・下川原でございます。

日本の稼ぐ力を強化していこうということで、あらゆる方面といいますか、階層に向けての政策を打っていただいておりますことを大変感謝いたします。ありがとうございます。

その中で、3つほど本日申し上げようと思います。まず知財経営でございます。これは先ほど和田委員からもお話があったかと思いますが、企業の中でも試行錯誤しながら、開示の部分も含めて進めているところでございます。課題感ですとかステータスもいろいろでございます。引き続き、調査、あるいはガイドブックなどの御提供も通じて、御支援をしていただけると有り難いと思います。

その中で、今回、知財経営で中堅企業の調査をされるというお話がございました。最近JIPAとしましても、中堅企業とここで書かれているような会社の方々が入会してくださるということが多くございます。やはり知財の強化についてお考えになっていらっしゃるということの表れではないかと感じておりますので、今後、調査をしていただく中で、JIPAとしましても御協力できることはさせていただき、結果も共有させていただきながら進めていければと思っております。

続いて、スタートアップですとか大学、あるいは地方再生のところの知財経営支援ネットワークにつきましても、我々としましても様々イベントを打ったりということもしてございますので、こちらも共に協力をさせていただければと考えてございます。

その中で、大学の知財の社会実装のところ、皆様からたくさん御意見が出ております。企業としましても、先ほど中村委員からもお話がありましたように、自分たちだけではな

く、皆様と共に、いかに新たなイノベーションを社会実装して、それを稼ぐ力に変えていくかというところは非常に重要だと思っておりますし、これから必要、マストなところだと思います。その中で、いかにウィン・ウィンで大学の知財、あるいは皆さんの知財を企業の事業として実装していけるのかというところは非常に重要だと思っておりますので、それをいかにうまくやっていくのかというところ、例えばこの22ページの資料ですと、ライセンス収入のところは1つ注目が上がっておりますけれども、それを見るための指標としてどこが重要なのかということも含めて検討を進めていただけたら有り難いかなと思います。

最後に、34ページでしたか、多様性の話が出てまいりますが、私もJIPAで多様性のワーキングを担当しております。特許庁様とか弁理士会とも連携させていただいておりますので、この点、今回記載いただけて有り難いと思っております。進めてまいりたいと思います。

そして、また、この34ページでございますけれども、中長期的な視点ということで、イノベーターの育成みたいなのところにも関わっていかれるということが書かれてございまして、これは中長期的に我々社会でイノベーターを増やしていかなければいけないというところで重要だと思いますので、ぜひこの点も進めていただければと思う次第でございます。

以上です。

○益分科会長 どうもありがとうございます。あと、オンラインで松山委員にお願いして、その後、私が述べていいのかな。ちょっと時間が押していますけれども、後半はまくというところで、松山委員、お願いいたします。

○松山委員 ありがとうございます。手短にお話ししたいと思います。弁護士の松山と申します。

1点のみと思っております。スライド12に関係する辺りだと思うのですが、いまだに弁護士への相談として多いなと感じているのが経営層と知財部門の連携に関する辺りかなというところがありまして、知財部のプレゼンスを高めたいとかうまく連携を取りたいという御相談があったりします。

例えば経営層の方に知財部門が、知財部門は意思決定が遅くてビジネスチャンスを逃しているということを言われたという御相談もありまして、でもよくよく聞いてみると、特許の充足性だったり、有効性であったりを判断してからでないと、決断できないような話だったり、そんなにすごくスピーディーにできることでもないようなことについてあま

り経営層の理解が得られていないのかなというところがあったりしますので、それは知財部門自体の問題というよりは、経営層との連携の問題に入ってくるのかなと思ひまして、そういったところに関して、特許庁さんのほうでも事例集、ガイドブックというのを毎年出していただいているので、参考にさせていただけるといいのかなと思ひているところです、知財部出身の経営層が増えたりするといいのかなと思ひております。

これはいつも気になっているのですけれども、毎年いい事例集を出していただいて、去年はIPランドスケープの実践ガイドブックという、これは結構使われているイメージではあるのですが、こういったものを出していただいていて、どのくらい認知されているのかというのはちょっと気になっておりまして、利用数であったり、配付部数であったりでどのくらい認知されて、読まれているのかというのが分かたりするのかなと思ひますので、せっかくいいものが毎年出ていて、あまり活用がそれほどではないというようでしたら、周知のほうをもうちょっとしていただけるとよかたりするのかなと個人的には思ひております。

私からは以上となります。

○益分科会長 どうもありがとうございます。それでは、最後、ちょっと私も時間のないところ大変恐縮なのですが、実は4つもあるのです。

いろいろな知財経営もあるのですが、私は大学から産総研に移って、実は量子AIという技術の研究開発だけではなくて、ビジネスまで展開しようということをやっている部署にいますので、特に最近、感じるものが変わってきまして、知財経営に関して言うと、今イノベーションというのは、例えば量子コンピュータは基礎科学と基礎研究と応用研究と社会実装とイノベーションが同時進行しているまさにその1つの事例です。なので、本当に知財戦略を考えると、イノベーションのスキームがもう今変わっているということを感じているということがいろいろなところで必要になるだろうと。

特に企業のほうも、基礎部門が最近なくなったので、基礎科学の進展を本当に理解し切れていないということがあります。それと大学のほうも基礎科学だから知財はいいのだなどと、そんな脳天気なことを言っているなよということを感じていますので、そういうイノベーションスキームが変わっているということを知財の観点からもいろいろなところに啓蒙していくことが重要ですよということを改めて申し上げたいと思ひます。

それと、様々な数値を出すときに、日本は他の外国に比べて必ず全てが駄目駄目という指標になるのです。GDPが伸びていないので、私は当たり前だと思ひていて、GDPで

規格化してやはり駄目なのか、意外と効率化して伸びているのかという視点での分析は今後必要かと思っています。

3番目、地方についていろいろ議論があるのですが、大学にいた者として言いますと、研究を主体的にやっているのは国立大学が主になるわけですが、はっきり言って、東京大学の予算規模と地方の国立大学の予算規模は、理工系でも10倍以上違います。なので、同じ支援体制をつくらうというのは土台無理です。ということは、もちろん地方の研究を活性化するためには、その支援方策としても幾つかを連携して、連携した形で支援していくということをしないと、いつまでたっても駄目だよねということになっていくのではないかと思っています。個別大学で対応しようにもできないというのが現状にあるということ、を常に私は感じています。

最後に、これは誰が言ったかな、鈴木さんだったかな、標準化とビジネスをつなげるという話があったのですが、実は量子AIに関していいますと、標準化も一緒になってビジネスまで持っていかうということで今やらせていただいているというところがあって、そういう事例もあるということを紹介しておきたいと思います。そのためには、特許庁の御支援をいただきたいということを最後に述べて私の意見とさせていただきます。どうもありがとうございます。

3. 各小委員会の報告

○益分科会長 それでは、時間が押して大変申し訳ございませんが、本分科会の下に設置されております小委員会での審議結果について資料2を用いて事務局から報告いただいて、御意見をいただくということで進めさせていただきたいと思います。それでは、柳澤企画調査課長、よろしくをお願いします。

○柳澤企画調査課長 ありがとうございます。そうしましたら、私から資料2の説明をさせていただきます。まず特許制度小委員会、意匠制度小委員会の状況について報告させていただきます。特許制度小委員会につきましては、6ページを御覧ください。

特許制度小委員会では、令和6年11月6日、令和7年1月17日の計2回、審議を行っております。また、タイミングがちょうど重なってしまったのですけれども、本日の午後に第3回目の審議を行うこととなっております。

特許制度小委の主な議題は3つということで、このページに記載のとおりでございます。

1つ目は、国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護についてであります。こちらは先ほど言及があったように、3月3日にドワンゴ対FC2事件の最高裁判決が出たところでありますが、この小委員会におきましては、ネットワーク関連発明における国境をまたいだ発明の実施について、サーバー等が海外にあることによって、容易に侵害を回避し得るところ、発明の構成要件の一部が国外にある場合であっても実質的に国内の実施行為と認める要件について、検討を進めているところでございます。

2つ目は、AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応についてです。AIの技術発展に伴いまして、AI技術を活用した研究開発がどんどん普及しておりまして、短時間で大量の成果物を生成することが可能となっておりますが、こうした中で、AI技術を利用した発明に関する様々な論点が出てきますので、そちらについて検討を行っているという状況です。

3つ目は、DX時代にふさわしい産業財産権手続に関する制度的措置ということで、例えばePCTによるオンライン出願・発送を導入していこうとしておりますけれども、その導入に向けて必要となる制度的な措置について検討しているところです。

それから公報において個人の出願人・権利者、それから発明者の住所を概略表記とすることを検討しております。また、国内優先権制度に基づく先の出願については、これまでみなし取下げをしておりますけれども、通常の出願と同じような扱いへと見直す方向でユーザーの実務への影響にも留意しつつ検討を進めているところでございます。

次に、意匠制度小委員会につきまして、8ページを御覧ください。意匠制度小委員会では、これまで、令和6年12月6日、令和7年2月10日の計2回審議を行っております。

仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方、及び生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応というところが主な議題となっております。

1点目の仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の在り方につきましては、仮想空間においてデザインの模倣の声が上がっておりますけれども、この実態を踏まえまして、現実空間のビジネス主体、それから仮想空間のビジネス主体、双方に取ってのバランスを配慮しながら、意匠制度としてどのように見直していくか、見直しの必要性及び制度的措置の方向性について検討を行っているところです。

2点目の生成AI技術の発達を踏まえた意匠制度上の適切な対応についてにつきましては、生成AIの技術発展に伴いまして、先ほど申し上げましたように短時間で大量のデザインを生成、公開することが可能になっておりますところ、生成AI技術の発達を踏まえ

た諸論点について、制度的措置の方向性について検討を進めているという状況です。

次に、不正競争防止小委員会について 10 ページを御覧ください。こちらにつきましては、令和 6 年 12 月から令和 7 年 1 月にかけて、2 回審議を行っているところですが、不正競争防止法をめぐる状況についての報告、営業秘密管理指針の改訂についての審議を行っております。

営業秘密管理指針の改訂につきましては、例えばテレワークの普及、雇用の流動化といった働く環境の変化を踏まえた記載内容の整理、拡充など、営業秘密を取り巻く環境の変化に伴う修正を行っております。また、関連する法制度の見直し、裁判例の動向を踏まえた修正などを行いまして、1 月 31 日から 3 月 2 日までパブリックコメントの募集を行ったところです。

次に、審査品質管理小委員会につきましては、14 ページを御覧ください。この審査品質管理小委員会につきましては、令和 7 年 2 月 12 日に審議を行っておりまして、審査品質管理の実施体制や実施状況に関する評価結果案、それから審査品質管理の実施体制、実施状況に関する各委員からの改善提案などについて討議が行われております。また、令和 7 年度の実施庁目標についての討議も行われております。

次に、財政点検小委員会になりますけれども、16 ページを御覧ください。財政点検小委員会におきましては、令和 6 年 5 月 27 日、令和 6 年 11 月 22 日、計 2 回の審議を行っております。いずれの回でも特許特別会計の財政運営の状況等についての審議を行っております。

小委からの報告、私からの説明は以上となります。

○益分科会長 どうもありがとうございます。ここでは資料 2 の報告事項について御質問がございましたら受け付けさせていただきたいと思っております。何かございますでしょうか。会場の方は挙手していただければ結構です。オンラインの方につきましては、挙手ボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。——意外とない。報告だけなので。どうぞ。

○和田委員 質問と言われたので、皆さんちょっと戸惑ったのかと思っておりますけれども、コメントです。

○益分科会長 コメントでも結構です。すみません。

○和田委員 特許庁の政策懇談会に参加させていただいたとき、経団連としてネットワーク関連発明に関して広くアンケートを取りました。その結果、法定による明文化を評価す

るという意見のほうが多いということになっています。

判決が出たばかりという状況でもあるので、拙速な対応には気をつける必要はありますが、法令でちゃんと定めて対応していくべきではないかという意見が多かったということを変更してこの場で申し上げます。

特許制度小委員会で引き続き議論していただいていると聞いておりますので、ぜひこのタイミングで、適切な形でうまく法令で定めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。何か特許庁側からコメントはありますか。どうぞ。

○田岡総務課長 コメントありがとうございます。まさに昨年 12 月からこのネットワーク関連発明の制度の在り方について議論を始めさせていただきましたけれども、やはり権利を行使する立場、それから事業者さんが第三者としての事業実施をする立場からのクリアランスの負担ですとか、いろいろな視点からバランスのある形で、必要な制度的措置ができるかどうかについて、幅広い関係者の意見を丁寧にお聞きしながら進めてまいりたいと思っております。

おとといのドワンゴ、FC2の最高裁の判決も出ましたし、こういったものもしっかり丁寧に参考にさせていただきながら、議論を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○和田委員 ありがとうございます。

○益分科会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○藤木委員 説明どうもありがとうございました。1点だけなのですけれども、以前、新聞の報道記事でAIの開発者が発明者になるという記事がございまして、AI開発者というのがどういったものかとあまり詳しく書いていなかったもので、どういったものかというところはあるのですが、結構あの記事で誤解というか、かなりぶれているようなことをいろいろなところのコミュニケーションで感じるがありました。そういった意味でAIの部分はまだまだ皆さん、コンセンサスがある分野ではないということもございまして、ああいった記事で変に誤解が広がっていくというようなところがないようにしていただけたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。これも特許庁からありますか。

○田岡総務課長 AIのところは非常に毎日のようにいろいろな報道が出て、御関心の高

いところだと思います。2月末にはA Iの関連法案、内閣府のほうが内閣提出法案として閣議決定されて、これから国会で審議というようにお伺いしておりますけれども、こういっただ中で、A Iと特許の中で、発明に関わるA Iの関与が非常に高くなってくると想定される中で、発明者の関与をどのような範囲で捉えていくことが今後は必要かという議論が大きな論点の1つだと思いますので、しっかりといろいろな諸情勢をまた皆さんの御意見を伺いながら、これも今日の午後、少し議論もさせていただく予定ですけれども、慎重に丁寧に議論させていただければと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。ほかに。

ちょっとこの間、見落としていたのですが、今日の資料の17ページ、予算の推移がちょうど出ているところ、今気がついたのですけれども、何年か前、ピンクのカーブが下がって、いろいろ危機だといって、ここでも議論したことがあったのですが、今それが持ち返しているというのは、危機的な状況は脱しているか脱していないかという判断はどこにどう持っていく、このまままた剰余金が上がっていくのもどうかということもあるのですが、これについてはどのように次持っていこうとしているのかというのを少し説明していただけると有り難いです。

○田岡総務課長 御質問ありがとうございます。特許関係の行政は御案内のとおり、特別会計ということで、皆様からの特許料等の収入をいただきながら、関係の行政の経費を支出して運営をしているわけでございますけれども、今委員長からお話のございましたとおり、令和2年度の時点では、剰余金、つまり収支の黒のたまったところですが、剰余金が685億ということで、私ども的には大分厳しくなってきたと見ておりました。

3か月ぐらいランニングするだけでも400億円ぐらい支出が恒常的にも必要でございます。私ども今後の将来に備えたシステムのメンテナンスですとかを含めて、この庁舎のメンテナンスも含めて、全て特許会計で回させていただいておりますけれども、その後、しっかり財政再建的な取組を進めてまいりまして、足元978億円の水準まで来ております。

将来的には、2030年代には将来の情報システムのメンテナンスを考えますと、千数百億円の経費はしっかりと剰余金として確保しておかなければいけないと私どもも推定しておりますので、まだ財政再建半ばというような認識で、今後も油断することなく進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○益分科会長 ありがとうございます。うまくバランスが取れるように何とぞよろしくお願いたします。ほかに。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、残りの、残りでもないな、結構……全体に関する質疑ということで、今日の最初のところに戻って、最初2、3分とまきにまいたので、御発言し損なっただとか、ほかの方の御意見を聞いて、確かにそのとおりというか、ちょっと違うなということもあるかと思えます。御発言があれば、よろしくお願いたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○藤木委員 たびたびで申し訳ございません。1点は情報共有というかコメントです。私はI P B A S E A W A R Dという特許庁さんが主催のスタートアップ支援のイベントの選考委員をやらせていただいておりますが、今回、特に知財支援者だったり、そういった候補者の中でV C—I P A Sの人であったり、もしくは支援を受けているというか、その関係者が結構応募というか、候補として上がってきているという印象を受けていて、旧来は専門家という、割と弁理士の方とか弁護士の方という、まさに知財、法務の専門家の部分の方が多かったのですけれども、やはりV Cというか、金融のほうの方の関与というか、そういったものが少し見えてきているというのが実感としてございましたので、これはV C—I P A Sをやり始めて、効果が出てきているのかなと思っております。

特に先ほどスタートアップ支援というのは、単に一面ではなくて、いろいろな形でというか、多くの支援が必要だというところがございますので、その中で、そういうV Cというか、金融サイドからの関与というものが1つ扉が開いたというのは、非常によかったなと思いましたので、共有させていただきます。

○益分科会長 ありがとうございます。どうぞ。

○増島委員 ありがとうございます。大学と訴訟のところ、1つ認識をとということなのですが、大学が特許を持っています、ライセンスをしますという形になっているのですが、ここの中にアメリカを中心とした海外ですと、侵害があると、ライセンサーから大学に対して、この人を訴えたいですということが言えるようになっていまして、弁護士の選定とか、費用の支払いとかというのはライセンサー側でやるので、弁護士のアポイントをちゃんとしてくださいというような条項が入っていて、ライセンサー主導で訴訟をやるというような条項が必ず入っています。

海外は普通にそれをやるのですけれども、日本はこの条項を入れようとする、大学が原告になることすら駄目であるという主張が出てきて、この仕組みがうまくワークしない

ということでございます。先ほどちょっと大学の訴訟のところ、少し御意見が出ましたので、補足ということで、この辺もプラクティスをどうにかしていかないと、権利が実際に執行できないという1つのパターンということでございます。

○益分科会長 ありがとうございます。ほかに。よろしいですか。どうぞ。

○廣田委員 先ほど発言した内容と少しかぶってしまうのですが、デザインと知財というところでは、これまでI—OPENという仕組みが大変すばらしい仕組みとしてグッドデザイン賞を受賞されています。審査委員をさせていただいている中でデザイン側としては大変期待しているところです。知財とデザインの結びつきが重要であるというところで、I—OPENの仕組みの知名度が上がっていくことは応援したいと思っているところです。

もう一つ、ぜひここで最後にお伝えしたいのは、先ほど申し上げたことと関連するのですが、本来、デザインは社会課題の解決だけではなくて、ビジネスをいかに豊かに強くしていくかというところからスタートして存在していたかなというところがあります。人を見るというところでは、どちらも社会課題でも同じなのですが、本来のビジネスをアシストしてきたという機能のところをより知財という観点で使って、デザインをどんどん使っている。デザイン人材をどんどん引っ張り出して使っていただくというようになると、デザイン業界が縦割りから横割りへ大分成長してまいりましたので、デザインでいろいろな人材がビジネスを強くしていくことができると思います。ブランディングはマークやロゴを考えることだけではないというところで、企業の独自性、ビジネスそのものをどう強くしていくかというところにコミットしてやっていける人材もおりますので、何か新しいI—OPENのビジネス版みたいなものもつくっていただけると、より中堅企業のスケールに役立てるのかなと思いました。

○益分科会長 ありがとうございます。今日、かなりいろいろいただいておりますが、特許庁から何か答えないといけないということはあるかな。ありますか。

○柳澤企画調査課長 たくさん意見をいただいたと思いますが、個別に宿題としてこの場でお答えしないといけないことはないと思います。ただ、本日、意見をいただいた中で、例えば知財経営につきましては、イノベーションの形態が変わっているというところをしっかりと私たちも認識した上で、普及啓発、あるいは私たちなりの知財経営の推進をしっかりやっていきたいと思っております。

また、大学につきましては、たくさん御指摘をいただきましたけれども、海外の状況を

しっかり把握した上で、日本としてどのようにやっていくべきなのかというところ、これは本質をしっかり捉えた上で取り組んでいきたいと思っております。

また、中小、それからスタートアップについても様々意見をいただきました。例えば、めり張りをつけてというような意見をいただきましたけれども、そういった点も踏まえて、しっかり制度設計をしていきたいと思っております。

また、資料説明では、私、言及しませんでしたけれども、多様性であるとか、将来のイノベーターの育成といったところも御意見をいただきましたので、しっかりとやっていきたいと思っております。ダイバーシティがイノベーションに与える影響というところ、せっかく私たちのほうも分析したところですので、それを生かしてイノベーター育成もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、国際標準につきましても意見をいただきましたけれども、まさに知的財産と標準化によるルールメイク、これは表裏一体というか、本当に一体だと思っております。資料では表現し切れませんでした。現在、特許庁は経済産業省の標準部局との連携強化をまさに進めているところです。

標準については、各国が業界横断的な大きなルールメイクを国際標準策定の場でどんどん仕掛けてくるようになってきています。その大きなルールメイクという観点、すなわち、1つの製品を規格で守るとかではなくて、競争力を高める上での大きなルールメイクというところでは、知財の観点と標準によるルールメイクの話を必ず一体で考えていかないといけないというところがありますので、その部分をまさに連携し始めたところです。そういった連携をこれからも拡大して行って、知財と標準を一体化して政策として提供できるようにしていきたいと思っております。

○益分科会長 どうもありがとうございます。皆様方から何か御意見、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

どうもありがとうございます。それでは、本日本日予定されておりました議事は以上とさせていただきます。今後の進め方について事務局から何かありますか。いいですか。

○柳澤企画調査課長 では、事務的などところだけお伝えさせていただきます。

本日の議事録に関しましては、委員の皆様にご確認いただきますように、後日、事務局からお送りさせていただきますので、確認のほう、よろしくお願ひいたします。

○益分科会長 ありがとうございます。それでは、事務局には、今言われたとおり、議事録等まとめていただいて、新たな施策の検討、見直しについては、イノベーションも一気

に進んでいるスピード感のある社会ですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

また、必要に応じて、各小委員会での御検討をお願いします。小委員会に関わっている皆様にも何とぞよろしくお願ひいたします。

次回の知財分科会の日程等につきましては、改めて事務局から連絡させていただきます。

4. 閉 会

○益分科会長 以上をもちまして、産業構造審議会第 20 回知的財産分科会を閉会させていただきます。本日は貴重な御意見をいただき、また、長時間の御議論大変ありがとうございました。

——了——